

事 務 連 絡 令和3年5月21日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局総務課

医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業について

標記について、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部(局) あて事務連絡を発出いたしましたので、御了知願います。

(別添)

事 務 連 絡 令和3年5月21日

都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課

医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業について

平素から厚生労働行政の推進についてご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の委託業務として実施している「医業等に係るウェブサイトの調査・監視強化事業」においては、医療に関する広告の適正化を目的として、当該事業の委託業者が医療機関等のウェブサイトの内容について確認し、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)」(以下「医療広告ガイドライン」という。)等に抵触することが認められた場合には、直接、当該医療機関等に対して医療広告ガイドライン等の周知(別添1)を行いますので、引き続き、御了知のほどよろしくお願い申し上げます。

また、委託業者が医療機関等に対して医療広告規制の内容の周知及び適切な対応の 実施の依頼を行っても十分な対応が確認できなかった場合、従来と同様に、委託業者 から都道府県等に情報提供(別添2)がなされますので、情報提供された内容を確認 の上、必要があると判断された場合には、適切な指導をお願いいたします。

なお、情報提供を行った各医療機関等についての対応完了までの状況は、従来は案件ごとに情報提供日から起算して約3ヶ月間隔でご連絡いただいていたところですが、今後は、これまで情報提供を行った案件を含め、年2回(7月頃と翌年1月頃)を目途として、ご対応いただいている各医療機関等について一括して経過を共有いただく方針に運用を変更いたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(参考)

医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業ホームページ http://iryoukoukoku-patroll.com

以上



(別添1)

20xx 年 x 月 x 日

○○クリニック 殿

貴医療機関のウェブサイトに関する注意喚起について

厚生労働省医政局総務課

平素より厚生労働行政の推進についてご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、当省は「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」において、医療機関のウェブサイト等の 適正化に向けて監視を行っております。

このたび、貴医療機関のウェブサイトについて、当省より示している「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)」に抵触する内容が発見されたことから、医療広告ガイドラインを周知するために本状を送付することといたしました。

つきましては、本状の内容についてご確認の上、適切な対応をお願いいたします。

なお、本状到達後1か月を目途として改善状況の確認を実施いたします。改善が認められない場合については、 違反の状況を勘案して都道府県等に対する情報提供を実施することがあることを予めご了知ください。

ご不明の点がありましたら、下記の問い合わせ先までメールにてご連絡をいただきますようお願いいたします。

医療機関の名称	○○クリニック
所在地	〒000-0000 ○○市○○町○一○一○
電話番号	00-0000-0000
当該事案の最終確認日	20xx 年 x 月 x 日
医療広告ガイドライン に抵触している内容	「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針 (医療広告ガイドライン)」に照らして、別紙1の内容において抵触が確認されま した。(別紙1を参照のこと。)

別紙1の内容以外についても合わせてご確認いただき、医療広告ガイドラインを踏まえたご対応をお 願いします。

(医療広告ガイドライン及びQ&Aの掲載場所)

厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療>医療法における病院等の広告規制について

【医療広告ガイドライン ダウンロード先】

https://www.mhlw.go.jp/content/000772066.pdf

【医療広告ガイドラインに関するQ&A ダウンロード先】

https://www.mhlw.go.jp/content/000371812.pdf

【問い合わせ先】(医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業受託者)

デロイトトーマツコンサルティング合同会社パブリックセクター

医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業担当

E-Mail: iryo, website@tohmatsu.co.jp

※ 電話・郵送での問合ぜは受け付けておりませんので、メールにてお願いいたします。 恐れ入りますが、ご理解の程お願いいたします。

案件番号 : xxxxxxx

(別添2)

20xx 年 x 月 x 日

(対象医療機関を所管する行政機関の担当部署) 御中

医療広告ガイドラインに対する抵触事例について

厚生労働省医政局総務課

平素より厚生労働行政の推進についてご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、当課にて実施している「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」において、 貴管下医療機関のウェブサイトのうち、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する 広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)」に抵触することが確認された内容について、対象 医療機関に対してガイドラインの内容等の周知及び適切な対応の依頼を行ったところ、十分な改 善が認められなかったものについて、別紙1のとおり情報提供いたします。

ご多忙のところ恐縮ですが、別紙1の内容を参考に、当該医療機関に対し、医療に関する広告の 適正化に向けた指導を実施くださいますようお願い申し上げます。

また、当該医療機関の対応状況については、厚生労働省の各種検討会等における基礎資料として整理する必要があり、別途定期的に、年2回(1月頃と7月頃)を目途として、別紙2により貴機関にてご対応いただいている各医療機関等について一括して経過を共有いただきたく存じますので、その際には下記の事務局あてにメールによりご報告くださいますようお願いいたします。

【本件に関する事務局/問合せ先】

(厚生労働省委託事業「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」受託者)

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 パブリックセクター 医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業担当

東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

 $TEL: 03\text{-}6860\text{-}7722 \qquad FAX: 03\text{-}5220\text{-}8601$

E-mail: <u>iryo.website@tohmatsu.co.jp</u>

<u>案件番号</u>:xxxxxxx

(別紙1) 医療広告ガイドラインに対する抵触事例の内容及び対応の経緯

広告等の対象となっ た医療機関等	名 称: 〇〇クリニック 所在地: 〒000-0000 〇〇市〇〇町〇一〇一〇 連絡先: 00-0000-0000
広告等を行ったもの	同上
ウェブサイト URL	http://www.aaaaaaaa-dental.com/
広告等の発見経緯	xxx (記載例:本事業専用の「医療機関ネットパトロール」ページ (http://iryoukoukoku-patroll.com/) 内に設けた専用通報フォームより広く国民・患者等から情報提供として受け付けた通報による。)

ガイドラインに抵触している表示	抵触しているガイドライン条項	別添2
	xxx (記載例: 3-1-(1)広告が可能とされて	+4- 🖂
XXX	いない事項の広告)	x 枚目

	医療機関通知	通知日:2019年x月x日	違反件数:〇件
	改善状況確認 (1回目)	確認日:2019年x月x日	違反件数:○件 改善意思:
医療広告ガイドラインの周知経緯	改善状況確認 (2回目)	確認日:2019年x月x日	違反件数:○件
	<備考> xxx(必要に応し	じて補足説明を記載)	
添付資料	■別添2:上記	医療機関通知日に当該医療機関の医療機関の医療機関の	へ通知した違反内容
	┃■別添3:医療	機関通知後、改善状況確認を実力	施した最終結果

只头树名"柳
が存在的への抗災
你你生厂场名牌
(四年2)所)

	1			医療機関への初回指導時の記録	養温の無利		20x4EELS	20xx年度における状況(前回場告時点で改善に至っていない案件に限り状況をご明告(ださい)	単に至っていむ	小案件に限り失びを	CHECEEU	
	数件No 医療機関名 ページ権事	外象 IRL	有条件				20xx#7月0#JR				20次年1月の代記	The state of the s
					1 事業の選集	新聞 日 林辺	個面からの変化	•	888	224	前回からの実化	***************************************
xxxx ABCクリニック	-	1 http://abc.co.ip	20xx/x/xx						,			